

富士フイルム／グラフィックシステム製品
化学物質管理促進法（PRTR 法）第一種指定化学物質含有に該当する製品リスト **Ver.8.0**

- 次頁の一覧表は富士フイルム／グラフィックシステム製品*の中で化学物質管理促進法（PRTR 法）第 1 種指定化学物質を 1%以上含有している製品です。なお、特定第 1 種指定化学物質および第 2 種指定化学物質の含有に該当するグラフィックシステム製品はありません。
- この一覧表以外の富士フイルム／グラフィックシステム製品は非該当です。具体的には下記の通りです。
<グラフィックシステム関連 成形品>
富士フイルム／グラフィックシステム関連の成形品は全て非該当です。
 - ・富士フイルム 製版用フィルムおよびペーパー
 - ・富士フイルム PS 版、CTP プレート
 - ・富士フイルム 感光性樹脂凸版材 富士トレリーフ
 - ・富士フイルム フォトマスク用乾板
 - ・富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ リアルプルーフ
- <グラフィックシステム関連 処理薬品>
この表に記載以外の富士フイルム／グラフィックシステム関連の処理薬品は非該当です。
(グラフィックシステム関連の薬品リストは弊社ホームページ「製品安全データシート（MSDS/AIS）－SDS[現像液/化学薬品]－印刷関連製品」サイトをご参照ください。 <http://www.fujifilm.co.jp/msds/>)
- 製版フィルム／ペーパー等の感光材料に含有されるハロゲン化銀、および、処理済み感材に含有される銀は非該当と解釈されます。但し、定着工程にて生成される「水溶性銀化合物」は該当となります。これは定着廃液に含まれて排出されますが、純分としての年間移動量は次式にて算出できます。 計算式：[定着廃液中の銀濃度×定着廃液の年間排出量]
- PRTR 法での移動／排出量届け出義務は第 1 種指定化学物質を 1t／年以上取扱う事業所が対象です。従い、該当製品については、純分の年間使用量を計算し PRTR 報告の対象になるかをご判断ください。また、地方自治体の独自基準が設定される場合もあるのでご注意ください。
- 各薬品の環境・安全データの詳細については、製品安全データシート（MSDS/AIS）をご参照ください。弊社ホームページにも公開しております。
(<http://www.fujifilm.co.jp/msds/>)
- お問い合わせは技術本部（Tel:03-6419-0350, Fax:03-6419-9893）へお寄せください。

*「富士フイルム／グラフィックシステム製品」とは、富士フイルム（株）製および富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ（株）製のグラフィックシステム製品を指します。

注）記載内容は現時点での情報に基づいて作成しております。法改正や新製品その他見直しによる変更に対しては都度改訂をしていきますのでご了承ください。

富士フイルム／グラフィックシステム製品の「PRTR 法第一種指定化学物質含有該当製品」一覧

H28.7 現在

製品分類	製品名称	含有する化学物質名	改正前政令 No.	改正後 ^{*2} 政令 No.	CAS No.	含有量 Wt%	製品包装表示単位	内容数量	内容量 (1包装当り)	比重	製品重量 (Kg)	単位製品当りの含有量 (Kg)	
製版用 現像剤	HI LITHODOL TYPE T Part A	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	9.6	16L 用	1	2L	1.273	2.5	0.240	
		ほう酸 ^{*1}	304	405	10043-35-3	1.4		1	0.035				
	LD-735KN	メタほう酸ソーダ ^{*1}		304	405	7775-19-1	2.7	5L 用	1	2L	1.153	2.3	0.062
								2.5L 用	1	10L	1.153	11.5	0.311
	LD-745	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	5.9	15L 用	1	5L	1.195	6.0	0.354	
	LD-835K	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	5.7	30L 用	1	10L	1.221	12	0.695	
	LDR-225 Part B	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	26	25L 用	1	1.0L	1.151	1.2	0.312	
	SR-D2	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	5.7	10L 用	1	10L	1.219	12.2	0.695	
	FT-803R	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	5.5	10L 用	1	10L	1.280	12.8	0.704	
	ND-1	ヒドロキノン		254	336	123-31-9	4.9	10L 用	1	10L	1.233	12.3	0.603
								200L 用	1	200L	1.233	246.6	12.083
	ND-1S II	ヒドロキノン	254	336	123-31-9	17	40L 用	1	1920g/本	-	7.7	1.309	
	PAPITOL Part A	ヒドロキノン		254	336	123-31-9	18	30L×2	2	410g/袋	-	0.8	0.144
								8L 用	1	170g	-	0.2	0.036
メタほう酸 ^{*1}			304	405	1360-50-9	2.3	30L×2	2	410g/袋	-	0.8	0.018	
							8L 用	1	170g	-	0.2	0.005	
刷版用 その他	BC-5	五ほう酸アンモニウム ^{*1}	304	405	12007-89-5	4.1	10L	1	10L	1.025	10.3	0.422	
インク ジェット用 インク他	EI021	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	30	5Kg	1	5Kg	-	5.0	1.500	
	EI004	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	30	5Kg	1	5Kg	-	5.0	1.500	
		ベンゾフェノン	新	403	119-61-9	2.8	5Kg	1	5Kg	-	5.0	0.140	
	EI052	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	30	5Kg	1	5Kg	-	5.0	1.500	
							1Kg	1	1Kg	-	1.0	0.300	
		ベンゾフェノン	新	403	119-61-9	2.8	5Kg	1	5Kg	-	5.0	0.140	
							1Kg	1	1Kg	-	1.0	0.028	
	EI867	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	30	5Kg	1	5Kg	-	5.0	1.500	
		ベンゾフェノン	新	403	119-61-9	2.8	5Kg	1	5Kg	-	5.0	0.140	
	EI215	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	30	5Kg	1	5Kg	-	5.0	1.500	
		ベンゾフェノン	新	403	119-61-9	2.8	5Kg	1	5Kg	-	5.0	0.140	
	EI355	ベンゾフェノン	新	403	119-61-9	2.8	5Kg	1	5Kg	-	5.0	0.140	
	EI255	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	30	5Kg	1	5Kg	-	5.0	1.500	
		ベンゾフェノン	新	403	119-61-9	2.8	5Kg	1	5Kg	-	5.0	0.140	
KI021	二アクリル酸ヘキサメチレン	新	306	13048-33-4	27	2Kg	1	2Kg	-	2	0.540		
FSC 100	ほう酸 ^{*1}	304	405	10043-35-3	2.7	5L 用	1	76g/本	-	0.076	0.002		

*1:換算係数による純分計算が必要な物質

*2:PRTR 法改正後の政令番号(H21.10.1~)

<換算係数と純分計算方法>

対象製品が金属等化合物の場合、親族等の単体の量を下記の換算係数を用いて計算する。

物質番号	対象物質	個別物質	CAS No.	換算係数
旧政令 No.304 ↓ 改正後 政令 No.405	ほう素及びその化合物	五ほう酸アンモニウム	12007-89-5	0.270
		ほう酸	10043-35-3	0.175
		メタほう酸	13460-50-9	0.247
		メタほう酸ソーダ	7775-19-1	0.284

例)ほう素の年間使用量の算出

製品A : 年間取扱量・・・500 箱

単位製品当りのほう素化合物として 五ほう酸アンモニウムの含有量・・・0.422Kg とすると

製品Aにおける 五ほう酸アンモニウム中のほう素の年間取扱量

(製品使用量) × (単位製品当りの含有量) × (換算係数)

$$56.97 \text{ Kg/年} = 500 \text{ 箱} \times 0.422 \text{ Kg} \times 0.270$$